

＜いじめ防止基本方針＞「いじめ防止マニュアル」(令和6年4月) 函館市立駒場小学校

1 いじめの防止に向けての基本姿勢

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、近年のいじめはスマートフォンやパソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）の取組では、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることや、「だれもが被害者にも加害者にもなり得る」ものであることを十分認識し、次のような考え方を基本に対応を進めます。

- すべての児童が、「いじめは人間として絶対に許されない」ことについて理解を深めるよう継続的な指導を行う。
- 心が通い合う温かな人間関係や互いの人格を尊重する態度の育成などを通して、すべての児童が安心して生活できる環境づくりに努める。
- いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童の心身を保護するとともに家庭や関係機関等との連携協力の下、いじめの解消に向けて組織的に取り組む。

2 いじめ対策のための校内組織の設置（裏面）

いじめの防止やいじめの解消に向けた対応を組織的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、担任、指導育成部部（生徒指導担当）、養護教諭等からなる、「いじめ等対策委員会」を校内に設置し、指導体制を整備・確立します。

3 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止

①児童への指導

- ・生徒指導の機能を生かす日々の授業実践、正しい判断力の育成
- ・道徳教育の充実（人権教育、生命尊重、思いやり、公正・公平）
- ・情報モラル教育
- ・奉仕的体験活動の取組

②保護者・地域との連携・協力

- ・自他の生命を尊重する心の育成
- ・自他の物を区別し、大切に扱う心の育成
- ・携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりとその徹底
- ・家庭生活の様々な機会を通じた、善悪の判断や規範意識の育成
- ・地域での様々な体験、行事への参加

(2) いじめの早期発見

①児童への指導

- ・集団から離れて一人である児童や、集団やグループ内での人間関係等の行動観察と声かけ、相談
- ・端末を活用した健康観察の実施による日常的な状況把握
- ・いじめアンケートや個人面談等による情報収集
- ・「おなやみポスト」など、いろいろな相談機関があることの周知

②保護者・地域との連携・協力

- ・児童との日常的・積極的な会話の重視
- ・服装の汚れや乱れ、けが、持ち物の破損や紛失などの情報の共有

【具体的な取組】

- ①学校がいじめの通報の窓口となります。児童や保護者からの悩み相談等に対応できる相談体制を整備します。
- ②全教職員による校内の見守り体制を整え、道徳教育等を計画的に実施します。
- ③問題行動・悪ふざけ・イタズラ等いじめにつながる可能性のある行為について計画的に把握します。（事例交流会）
- ④いじめや悩みごとなどを相談できる「窓口」（おなやみポスト）を保護者や児童に紹介します。

4 いじめ発生時の対応

いじめは未然に防ぐことが重要ですが、いじめを発見した場合には、「いじめ等対策委員会」を中心に組織的に対応します。特定の教職員が一人で問題を抱え込むことなく、学年や学校全体で組織的に対応します。取組にあたっては、迅速な対応を心がけ、情報を得た即日に方針を決定し対応することに努めます。重大事案や加害児童と被害児童双方の意識にずれのある事案、インターネットによるいじめ事案については、把握した事実関係を十分に検討し、必要に応じて関係機関とも協議のうえ慎重に対応します。

【具体的な取組】

- ①管理職への報告・連絡・相談を確実にし、いじめ等対策委員会を設置します。
- ②問題発生の実事を受け、組織的に情報収集を行います。
※5W1Hをおさえた事実の記録
- ③いじめ被害者の児童に対しては「心のケア」と「いじめは今後絶対にない。」という『最後まで守り抜く』強い姿勢を伝えます。
- ④犯罪行為に相当しうる場合は、警察へ相談・通報をおこないます。
- ⑤いじめ加害者の児童に対しての経過観察を綿密に行い再発の防止に努めます。
- ⑥解消後も継続して関係児童の様子把握に努めます。

5 いじめ防止の取組に係る年間指導計画（裏面）

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組むことが必要であり、年度当初に組織体制を整えるとともに、年間の指導計画を立てて、学校全体としていじめ防止に取り組めます。

6 保護者との連携・協力

いじめが認知された場合は、保護者に事実を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童に対する指導及び保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

7 教育委員会や関係機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、躊躇することなく警察署と連携して対応するとともに、いじめにより児童の生命や心身等に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大な事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告します。警察の生活安全課との連携教員は教頭となります。

8 学校評価の実施

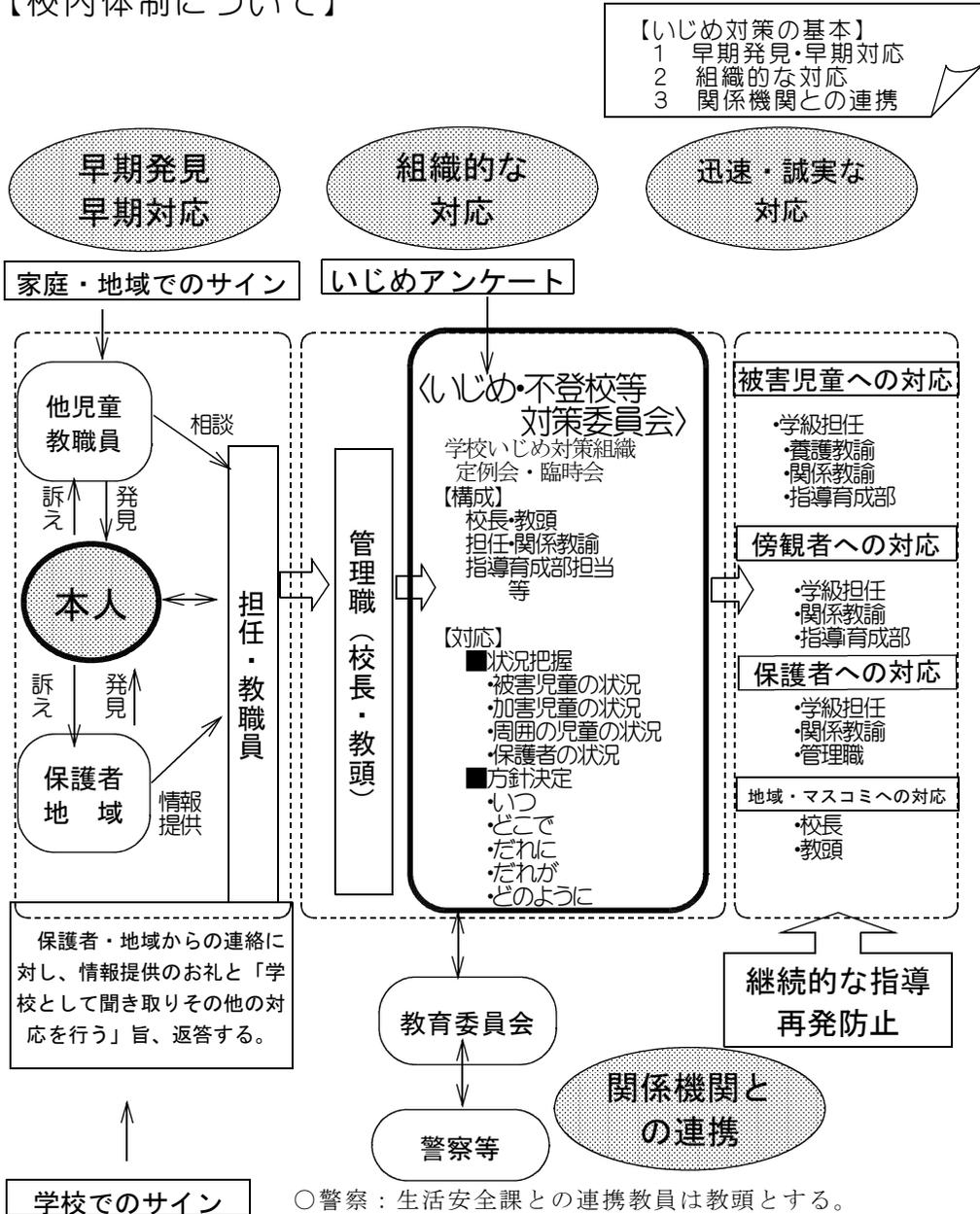
学校評価において、いじめの問題への取組について自己評価を行うとともに、その結果については、適切に公表します。さらに、改善策を検討し、指導の充実を図ります。

9 その他の取組

- ①児童が主体となったいじめ防止のための活動や異学年の交流遊び（児童会・代表委員会・各委員会）等の実施
- ②発達の段階を踏まえた情報モラル等の徹底のための講演等の依頼（保護者との連携）



【校内体制について】



【年間計画】

	教職員の活動	児童の活動	委員会等の活動
4月	○「学校いじめ防止基本法」の共通理解 ○いじめ対策委員会から前年度の情報提供 ○観察・聞き取り →児童の状況把握 ○おなやみポストの設定（児童用端末）・周知	○学級開き、学級ルールづくり ○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・1年生を迎える会	○校内組織（各委員会）での情報交流 ○ピアサポート、構造的グループエンカウンター等の取組の計画
5月	○方針・取組方法決定→自己目標シートの記入 ○児童・保護者へ方針等の連絡 ○いじめアンケート実施	○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・遠足、花壇整備、運動会	○校内組織（各委員会）での情報交流
6月	○児童アンケート実施	○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備、修学旅行	○校内組織（各委員会）での情報交流 ○事例交流会での状況把握・評価
7月	○前期学校評価による反省・評価 ○児童アンケート分析・評価	○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備（プール学習）、清掃強化週間 ○道徳研修（教員）の実施	○校内組織（各委員会）での情報交流 ○前期学校評価による成果と課題の明確化
8月	○子どもたちのSOSを受け止める場面別チェックリストの活用	○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備（プール学習）、見学学習、避難訓練	○校内組織（各委員会）での情報交流
9月	○いじめアンケート実施	○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備（支援学級合同学習）、学習発表会	○校内組織（各委員会）での情報交流
10月	○教育相談月間の実施	○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備、なわとび週間 体験研修	○教育相談月間による児童の状況把握 ○校内組織（各委員会）での情報交流
11月	○個人懇談会→児童の状況確認 ○児童アンケート実施 ○スクールカウンセラーの活用	○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・花壇整備、見学学習	○校内組織（各委員会）での情報交流
12月	○学校評価による反省・評価 ○いじめ防止強化週間（人権週間に合わせて実施）の実施 ○児童アンケート分析・評価	○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・清掃強化週間 ○特別の教科「道徳」の授業の充実	○校内組織（各委員会）での情報交流 ○事例交流会での状況把握 ○取組の評価 ○学校評価による成果・課題の明確化
1月	○子どもたちのSOSを受け止める場面別チェックリストの活用	○特別の教科「道徳」の授業の充実	○校内組織（各委員会）での情報交流
2月	○自己評価→目標シートの記載・反省	○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・6年生を送る会、新1年生体験入学	○校内組織（各委員会）での情報交流
3月	○児童の様子・状況の引き継ぎ ○校内引き継ぎ（担任同士） ○進学先引き継ぎ（卒担+いじめ対策委員会）	○行事・特別活動を通した人間関係づくり ・卒業式、各学級お別れ会	